

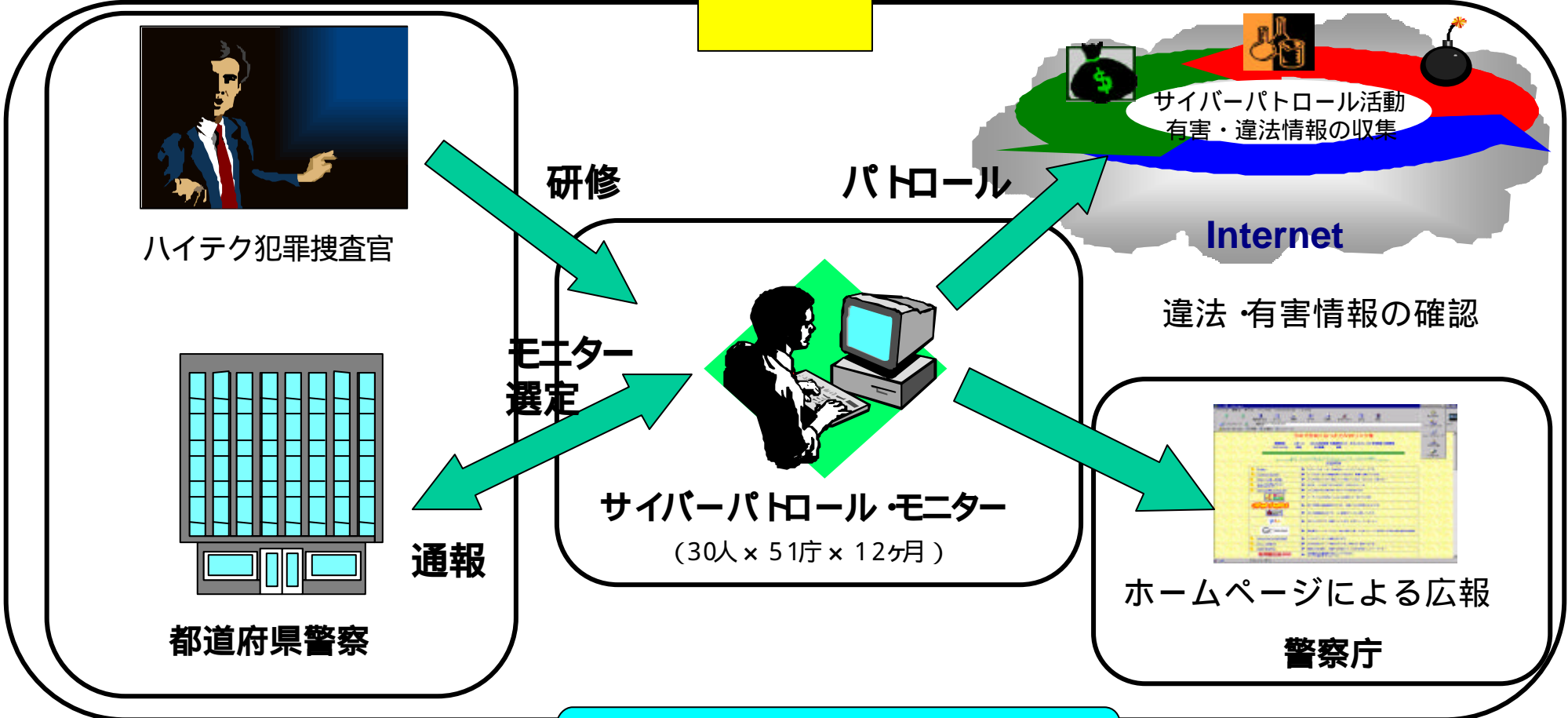
| | |
|----------------------|--|
| <p>政策の名称</p> | <p>情報セキュリティ政策の推進（サイバーパトロールモニターの委嘱）</p> |
| <p>政策の内容 ・目的</p> | <p>各都道府県警察が民間人にサイバーパトロール業務（インターネット上の違法・有害情報の巡回チェック）を委嘱し、これに必要な経費（委嘱費）の一部を手当てするとともに、研修を行って技能を高め、その確実な実施を担保することにより、違法・有害情報対策を効率的に実施し、もって情報セキュリティ意識の向上と高度情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保に努める（別紙1）。</p> |
| <p>必 要 性</p> | <p>ネットワーク上を流通する違法・有害情報による害悪の発生を防止するため、これまで、ハイテク犯罪対策に携わる警察官や民間ボランティアの協力により、サイバーパトロールを実施してきたところである。しかし、ハイテク犯罪の検挙状況を見ると、平成12年の検挙件数（559件）は平成11年（357件）に比べて増加しており、このうち、わいせつ物頒布、児童買春・児童ポルノ法違反等の違法・有害情報に関する犯罪を250件以上検挙している。また、都道府県警察に寄せられたハイテク犯罪等に関する相談の受理状況を見ても、平成12年の相談件数は11,135件（前年比約4倍）となっており、このうち、違法・有害情報に関する相談が約2,900件と全体の約26%を占めている（別紙2）。</p> <p>このような状況に対処するためには、サイバーパトロールの体制を強化し、より効果的な違法・有害情報対策を実施する必要がある。体制強化のためには、キーワード等を用いる機械による自動監視では限界があるため、民間人に業務を委嘱することが必要である。</p> <p>また、IT基本法第22条に規定する「高度情報通信ネットワークの安全性の確保等」を図るため、警察としてハイテク犯罪を未然に防止し、国民の情報セキュリティに関する意識・知識の向上等に一層努めなければならない状況にあるところ、「e-Japan重点計画」においてサイバーパトロール・モニターの委嘱等民間との協力体制の整備を行うことが、「e-Japan2002プログラム」において都道府県警察等におけるハイテク犯罪対策のための体制の強化を行うことが、それぞれ盛り込まれており、サイバーパトロール体制の強化は、緊急の課題となっている。</p> |
| <p>達成効果等</p> | <p>本事業により、これまで以上にサイバーパトロールの確実な実施が可能となり、迅速かつ的確な違法・有害情報の把握とそれを踏まえた検挙、プロバイダ等に対する当該情報の削除や同種事案の再発防止措置についての指導・要請、広報啓発等の諸対策の実施</p> <p>モニターに委嘱され、研修を受けた者の情報セキュリティ意識の向上が実現され、もって、</p> <p>違法・有害情報対策の効果的な実施</p> <p>国民の情報セキュリティ意識の向上を達成することができる。</p> |

| | | | |
|-------|--|----------|-----------|
| 予 算 額 | 平成14年度要求・要望額 86百万円 | | |
| 効 率 性 | <p>これまでのサイバーパトロールは、民間人の自発的協力を委ねられてきたところであり、必ずしも効率的なサイバーパトロールが実施されているとは言い難い状況である。</p> <p>したがって、本事業により、必要な経費（委嘱費）の一部を手当てすることにより民間人にサイバーパトロール要員としての委嘱を明確に行うとともに、サイバーパトロールについての研修を行ってその技能を高めることとすれば、より多くの検挙につながる違法情報や悪質性の高い有害情報の把握が可能となり、より効率的にサイバーパトロールの確実な実施を担保することができる。</p> | | |
| そ の 他 | | | |
| 政策所管課 | 生活安全企画課 | 政策評価実施時期 | 平成13年 8 月 |

サイバーパトロール・モニターの委嘱

高度情報通信ネットワーク社会の安全性の確保
(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法第22条)

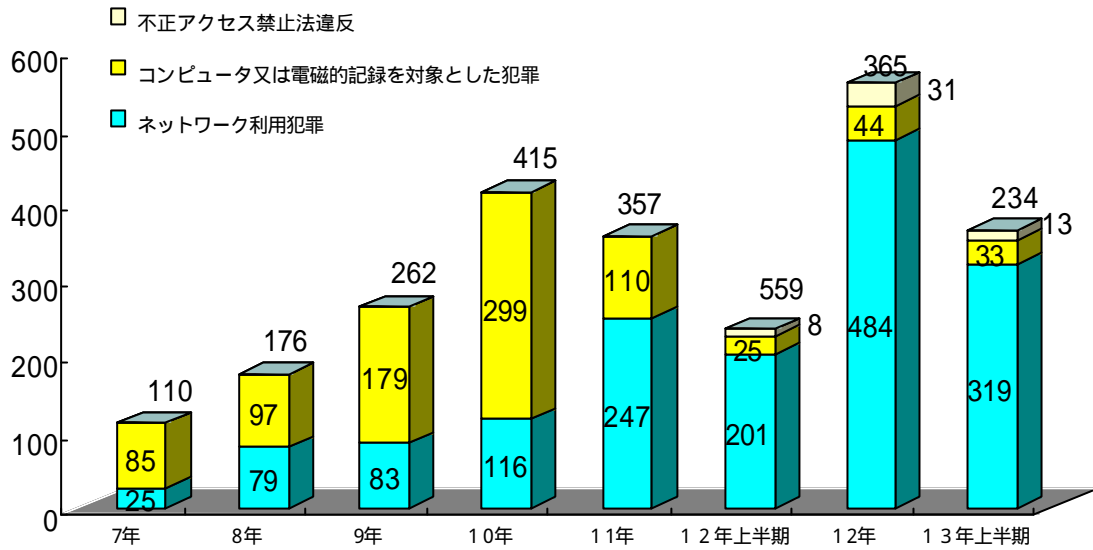
e- Japan重点計画
6(3) (ア)



情報セキュリティ意識の向上
にもつながる。

ハイテク犯罪の検挙状況

別紙 2



ハイテク犯罪等に関する相談受理状況

1 平成12年中のハイテク犯罪等に関する相談受理状況

| | |
|-------------|---------|
| 平成12年中の相談件数 | 11,135件 |
| 平成11年中の相談件数 | 2,965件 |

2 平成12年中のハイテク犯罪等に関する相談の内訳

| 相談の内容 | 件数 |
|-----------------------------------|--------|
| 違法・有害情報に関する相談 | 2,896件 |
| 名誉毀損・誹謗中傷等に関する相談 | 1,884件 |
| 詐欺・悪質商法に関する相談（インターネットオークション関係を除く） | 1,396件 |
| スパムメール等に関する相談 | 1,352件 |
| インターネットオークションに関する相談 | 1,301件 |
| その他 | 2,306件 |